令和７年（フ）第２９５号
宮崎市鶴島３丁目36番地１　第11シャトーモリオカ301号
破産者　藤田　海斗
異議申述期間　令和８年９月15日まで
令和８年８月４日　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３５６号
宮崎県西都市水流崎町５番地
破産者　吉永　栄子
異議申述期間　令和８年９月15日まで
令和８年８月４日　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４３７号
宮崎市阿波岐原町請田2475番地１
破産者　エアリバース株式会社
異議申述期間　令和８年９月15日まで
令和８年８月４日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６６号
宮崎県延岡市北川町川内名10206番地
破産者　小野　寿信
異議申述期間　令和８年９月15日まで
令和８年８月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１３号
大阪市福島区鷺洲１丁目７番39―101号
破産者　星島麻友子
異議申述期間　令和８年９月28日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８４１号
大阪府八尾市陽光園２丁目１番８号　ニュー陽光園ハイツ405号
破産者　にゃんだふること　大牟田愛子
異議申述期間　令和８年９月28日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３３０号
大阪府四條畷市岡山１丁目３番38号エクセルハイム202
破産者　有限会社イン・ビィレッジ
異議申述期間　令和８年９月28日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３３１号
大阪府大東市錦町12番12号　アバンス大友106号
破産者　中村　博信
異議申述期間　令和８年９月28日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０００号
大阪府高槻市別所本町８番３―604号
破産者　田中　宏明
異議申述期間　令和８年10月５日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

令和７年（フ）第３３０３号
東京都江東区東砂３丁目２１－１４－７０２、開始決定時の住所東京都大田区東海３丁目４－２　シーサイド大田
破産者　ＫＯ－ＪＩＮ建設こと　神村　昂輝
審尋期日　令和８年10月７日午後2時
令和８年７月29日
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3019号
大阪市福島区福島５丁目１３番１８号
清算株式会社　株式会社ニーズコーポレーション
代表清算人　濵﨑　哲雄
1　決定年月日　令和8年7月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第９号
新潟県十日町市松之山湯本55番地１
清算株式会社　株式会社ガイドライン整理ＭＴＹ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所高田支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第４号
兵庫県多可郡多可町中区牧野809番地の１
清算株式会社　株式会社シミズ
代表清算人　清水侯和
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　弁済及び免除
１　清算株式会社は、本協定認可決定確定日から1ヶ月以内に、別紙弁済額一覧表記載の協定債権者に対し、別紙弁済額一覧表の「弁済額」記載の金員を弁済する。本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、別紙弁済額一覧表記載の協定債権額（元本）に利息及び遅延損害金を加えた額から弁済額を控除した残額を免除する。
第２　残余財産発見時の追加配当
第１の１の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額（元本）の割合に応じて弁済する。この場合、第１の２の規定による各残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
神戸地方裁判所社支部

監督命令

令和８年（再）第１号
千葉市花見川区大日町１４３５番地３
再生債務者　桂製罐株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉県市川市南八幡４丁目５番２０号　エムワイビル５Ａ
アライズ総合法律事務所　弁護士　鈴木　隆文
令和8年7月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１７８号
名古屋市守山区新守町218番地　グランドリバー新守山101号
再生債務者　前薗　賢善
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月１日から令和８年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１８号
千葉県市原市西広６丁目19番地１
再生債務者　市川　貴広
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
岐阜県大垣市郭町１丁目46番地１　リーデンスクエア大垣駅前通　405号
再生債務者　三崎　紀之
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月２日から令和８年９月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

令和８年（再イ）第２４号
長野県木曽郡木祖村大字菅2079番地１
再生債務者　原　　萌香
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
長野地方裁判所松本支部